

行政減量・効率化有識者会議ご説明資料

(独立行政法人情報通信研究機構)

平成20年11月6日
総務省

目次

1	情報通信研究機構(NICT)の沿革及び主な事業	・・・1
2	整理合理化計画における事務・事業の見直し等の措置状況	・・・2
	(1) 研究開発業務	・・・2
	(2) 民間基盤技術研究促進業務	・・・2
	(3) 債務保証業務	・・・3
	(4) 利子補給業務	・・・3
	(5) 支部・事業所等の見直し	・・・4
3	金融資産の見直しについて	・・・5
	(1) 一般勘定 資本金(旧通信・放送機構から承継した資金)	・・・5
	(2) 一般勘定 長期預り補助金	・・・6
	(3) 通信・放送承継勘定	・・・8

1 情報通信研究機構（NICT）の沿革及び主な事業



独立行政法人通信総合研究所（CRL）

- 役職員数：理事長1、理事3、監事2
常勤職員422名
- 平成15年度当初予算額：
一般会計：29,347百万円
- 主な業務：
 - ・ 情報通信分野の基礎的研究開発
 - ・ 周波数標準値の設定、標準時の通報等
 - ・ 電波の伝わり方の観測、予報等など



通信・放送機構（TAO）

- 役職員数：理事長1、理事3、監事2
常勤職員58名
- 平成15年度当初予算額：
一般会計：22,220百万円
産投会計（出資）：10,500百万円
- 主な業務：
 - ・ 情報通信分野の実用化に資する研究開発
 - ・ 民間の情報通信分野の研究開発の支援
 - ・ 助成金交付等による通信・放送事業の高度化等の支援 など

平成16年4月1日



独立行政法人情報通信研究機構（NICT）

※NICT: National Institute of Information and Communications Technology

- 役職員数：理事長 宮原秀夫（前大阪大学総長）
理事5、監事2、常勤職員：441名
（H20.1.1現在）
- 平成20年度当初予算額：
 - 一般会計：36,124百万円
 - 財政投融资特別会計（出資）：4,200百万円（平成18年4月1日より非公務員型独法に移行）

- 主な業務：
 - ・ 情報通信分野全般の研究開発
 - ・ 情報通信技術の研究開発を行う者への競争的研究資金提供等による支援
 - ・ 情報通信サービスを行う者への助成金、財政優遇措置等による支援

など

2 整理合理化計画における事務・事業の見直し等の措置状況①

(1) 研究開発業務

- 情報通信政策において情報通信研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、情報通信研究機構として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。

→ 平成20年6月に達成済:

情報通信審議会より本年6月に答申された「UNS研究開発戦略プログラムⅡ」に基づき、情報通信分野において研究開発を重点的に推進していくべき3つの領域、11の研究開発分野

を限定し、その中において重点化すべき研究開発課題を選定するとともに、独法(NICT)、大学、民間企業等の役割分担を一層明確にした。

(2) 民間基盤技術研究促進業務

- 繰越欠損金の改善が見られるまでの間は、新規採択を抑制することとし、次期中期目標期間終了時までには、廃止を含めた検討を行う。

→ 次期中期目標期間終了時までには達成予定:

- ・ 平成20年度からこれまでの一般型とベンチャー型を一本化し、制度の小規模化を図るとともに収益性を向上させるための評価基準の見直しを行ったところ。
- ・ 繰越欠損金の改善が見られるまでの間は新規採択を抑制しつつ、次期中期目標期間終了時までには、廃止を含めた検討を行う。

2 整理合理化計画における事務・事業の見直し等の措置状況②

(3) 債務保証業務

- 放送のデジタル化、ブロードバンド整備の進ちよく状況や業務実績等を勘案し、平成22年度末までに、業務を継続させる必要性について検討する。その結果を踏まえ、債務保証業務等を実施するために設置された基金の規模について、適正なものとなるよう見直しを行う。

→ 平成23年3月までに達成予定:

これまで、総合通信局(総務省の地方支分部局)や全国銀行協会を通じた周知活動により、債務保証の申請に関する複数の問い合わせがあったところ。今後とも本件動向や放送のデジタル化、ブロードバンド整備の進ちよく状況や業務実績等を踏まえ、中期目標期間終了時の平成22年度末までに業務継続の必要性について検討を行う。

(4) 利子補給業務

- 「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日政策金融改革推進本部決定・行政改革推進本部決定)に基づき、株式会社日本政策投資銀行の活用に当たっては、他の民間金融機関とのイコールフットィングを確保する。

→ 平成20年10月に達成済:

指定金融機関を民間金融機関一般に拡充するために告示を改正。

2 整理合理化計画における事務・事業の見直し等の措置状況③

(5) 支部・事業所等の見直し

○ 地方拠点について、平成22年度末までに、更なる廃止・集約化を検討する。また、つくばリサーチセンターの必要性について見直しを行い、その結果、廃止が適当との結論に至った場合には、可能な限り早期に売却等の処分を行う。

→ 平成20年3月に達成済:

- ・ 平成19年度に地方拠点6拠点を廃止。
- ・ つくばリサーチセンターは必要性について見直しを行った結果、地元自治体等と共同研究を行う施設として引き続き活用することが適当との結論を得た。

○ 海外拠点について、平成22年度末までに、タイ自然言語ラボラトリー及びシンガポール無線通信ラボラトリーについて見直し、廃止・集約化を検討する。

→ 平成23年3月までに達成予定:

- ・ 総務省独立行政法人評価委員会における機構の平成19年度業務実績評価において、タイ自然言語ラボラトリー及びシンガポール無線通信ラボラトリーの見直しを評価した結果、所期の目的を達成するために引き続き事業を行うことが必要との評価結果が得られた。
- ・ 今後、引き続き、平成22年度末に向けて、廃止・集約化の検討を行う。

3 金融資産の見直しについて①

(1) 一般勘定 資本金(旧通信・放送機構から承継した資金)

金融資産の保有目的及び用途

- ・ 平成16年度の法人統合に際して旧通信・放送機構から研究開発等の業務に充てるための資金として法律に基づき承継した資産について、平成19年度末時点で投資有価証券として約135億円を保有している。
- ・ この資産は、研究施設の老朽化への対策等のため、現在実施中及び計画策定中の施設整備の財源の一部に充てることとしている。

今後の資金残高の見通し

- ・ 耐震性に問題のある研究棟の建て替え工事、超高機能計測装置を配備する研究施設の整備工事等、今中期計画期間(平成22年度まで)における使用見込み額が約183億円となっている。
- ・ そのため、旧通信・放送機構から承継した約135億円については、今中期計画期間中に全額について支出する見込みである。

国庫納付について

- ・ 現在保有している資産は今後の施設整備のためにすべて使用する見込みであり、国庫返納の予定はない。

3 金融資産の見直しについて②ー1

(2)一般勘定 長期預り補助金

金融資産の保有目的及び使途

- ・ 地上デジタル放送の整備に伴うケーブルテレビ施設のデジタル化やブロードバンド 基盤の整備
(注1)については、整備範囲の面的広がりや、採算性を確保するための期間等から、長期かつ低利
な資金の安定的供給が必要である。当該施設の整備を行う事業者の負担を軽減し、基盤整備を促
進するため、電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)(注2)に基づき、その融資に係る利子支払い
に対し、NICTが利子助成金を交付している。

注1) 2011年(平成23年)7月の地上波テレビ放送のデジタル放送への完全移行、2010年度(平成22年度)末までのブロード
バンド・ゼロ地域の解消という政策目標が政府により掲げられている。

注2) 第164回通常国会(平成18年)において、基盤法の廃止期限を平成23年5月31日までとする改正法案が可決・成立。

- ・ 利子助成金の交付は長期間(最長15年間)行われ、後年度の支出を伴うもの。
また金利水準が助成金額に影響を及ぼすことから年度による波動性がある。このようなことから情
報通信研究機構法(NICT法)により、将来にわたって必要となる経費を基金としてNICTが管理する
ことが定められており、制度の安定的運用を図っているもの(注3)。

注3) 平成20年9月末現在の基金残高は42.1億円

3 金融資産の見直しについて②ー2

今後の資金残高の見通し

- ・ 利子助成制度においては、助成後に事業者が実質的に負担する金利水準が一定以上 になるように定められている。平成20年9月までは民営化前の日本政策投資銀行の特に金利の低い融資のみが利子助成対象となりうることでされていたところ、10月から利子助成の対象となりうることとなる融資は金融機関が行う融資全般（金利は各行等が設定）に拡大された（注4）。

注4） 政策金融改革における日本政策投資銀行の民営化に伴う措置。

- ・ 基金の新規案件対応可能額について、事業者の投資見込み等を勘案し、基盤法の廃止期限である平成23年5月末における額を推計した（注5）。近年（注6）の長期プライムレート実績値を想定金利として推計すると、最低値（2.10％）と仮定した場合には約28億円の余剰が生じる一方で、最高値（2.65％）と仮定した場合には約29億円の不足が生じることとなる。

注5） 金利水準が助成金額、ひいては新規案件対応可能額に影響を与えるため、本来、その見通しを正確に行うことは困難である。

注6） 平成18年4月から平成20年9月。

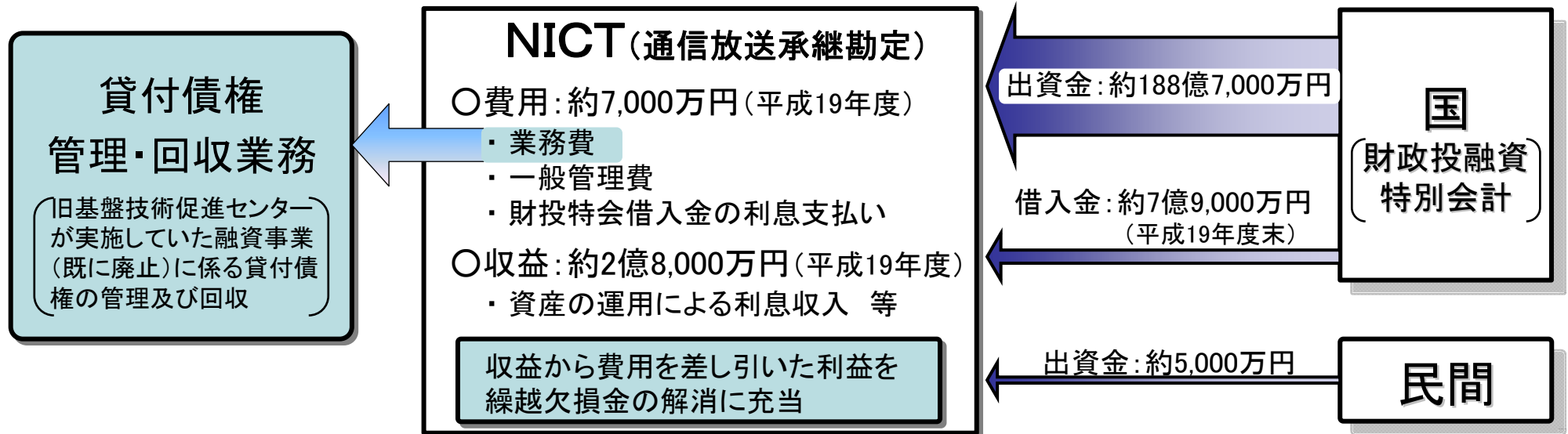
国庫納付について

- ・ 現段階で国庫返納を行うことは困難である。
- ・ 高度電気通信施設整備促進基金については、基盤法の廃止期限を踏まえ、それまでに業務実績等も勘案し、基金規模の見直しの必要性等を含むその後のあり方を検討することとしたい。

3 金融資産の見直しについて③

(3) 通信・放送承継勘定

金融資産の保有目的及び使途



国庫納付について

- ・ 貸付先との契約に基づき平成24年度に貸付債権の回収が終了する予定であり、その後、速やかに、独立行政法人情報通信研究機構法の規定に基づき、勘定を廃止し、残余財産を国庫納付(注)する予定。
- ・ 同勘定に存在する繰越欠損金を保有資産の運用による利息収入により解消するためには、平成24年度まで出資金全額を保有する必要がある。

注) 国以外に、民間出資者への払い戻しも行う。